



栗林 定友が栗林商船<9171>株式の変更報告書を提出



東証2部の栗林商船<9171>について、栗林定友が8月13日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「栗林定友保有株式1%以上減少栗林株式会社保有株式数1%以上取得栗林定友、栗林宏吉、栗林広行、栗林良行、栗林總子、栗林敦子、栗林株式会社で共同保有を開始」によるもの。

報告義務発生日は、2020年8月11日。